

# 繁殖農家のみなさまへのお願い

EUにおける規則の変更に伴い、  
出生からと畜されるまでの間、『ホスホマイシン』という抗菌剤が投与された牛は、  
EU向けに輸出ができなくなります。このため家畜市場や肥育農家から

① 『ホスホマイシン』を使用していないことの確認

② 申告書の提出

を求められる場合がありますので、ご協力をお願いいたします。



## ホスホマイシン不使用申告の対応の流れ

### 対応1 家畜市場から求められるケース

家畜市場に子牛を出荷する際、  
家畜市場からの求めがあった場合、  
『ホスホマイシン』が使用された履  
歴がないことを確認の上、申告書  
を提出。



繁殖農家



申告書



家畜市場

当市場に牛を出荷する際に  
ホスホマイシンの使用がない  
ことを確認の上、申告書  
を添付してください。

### 対応2 肥育農家から求められるケース

相対取引や家畜市場における牛の  
販売後、肥育農家からの求めが  
あった場合、『ホスホマイシン』が  
使用された履歴がないことを確認  
の上、申告書を提出。



繁殖農家



申告書



肥育農家

あなたから購入したこの牛につ  
いて、ホスホマイシンの使用が  
ないことを確認の上、申告書を  
提出してもらえますか。

## ホスホマイシンとは？

主に子牛の下痢症や肺炎の治療に用いられる抗菌剤であり、使用に当たっては獣医師の  
処方箋又は指示が必要です。なお、本剤については代替薬が存在します。

①診療獣医師への使用履歴の確認、②自農場に保管している処方箋・指示書等の確認に  
より、ホスホマイシンが使用されていないことを確認の上、申告書の提出のご協力をお  
願いします。

(問い合わせ先)

京都府畜産課

TEL:075-414-4981

農林水産省畜産局食肉鶏卵課食肉鶏卵貿易班

TEL:03-6744-2130